

敷地整序型土地区画整理事業はあなたの土地の有効活用を応援します。

■ 土地区画整理事業とは

道路・公園などの公共施設が整備されていない、あるいは、整備されていても時代のニーズに合わなくなっている一定の区域で、土地所有者などがその所有する土地を公平に出し合い、土地の交換や再配置を行うことによって、道路・公園などの整備と宅地の利用増進を図り、健全な市街地とする事業です。この事業では税制上の優遇措置が受けられます。

■ 敷地整序型土地区画整理事業とは

駐車場や空地などの低末利用地を含む小規模な区域で、土地の交換や再配置を行うことにより、土地の有効・高度利用を図ることのできる事業で、土地区画整理事業のミニチュア版です。この事業も税制上の優遇措置が受けられます。

(個人施行または組合施行の事業に適しています。)

● この事業の特徴及び効果

- 敷地レベルでの小規模な事業です → 短期間でできる事業です
- 公共施設整備基準が緩和されます → 宅地面積はほとんど減りません
- 柔軟な区域設定が可能です → 早く事業に着手することができます
- 建物整備とセットの事業です → 共同化、不燃化の促進が図れます

● 次のような場合に敷地整序型土地区画整理事業は適しています

- 区画道路で分断されている土地を一体化して有効・高度利用したい
→ (タイプ1)
- 敷地の形が悪く、とりあえず駐車場などに使っている土地を有効・高度利用したい
→ (タイプ2)
- 土地活用の意向に応じて、敷地の入替え、建物の共同化等を図り、土地を有効・高度利用したい
→ (タイプ3)

■ 土地区画整理事業での税制上のメリット

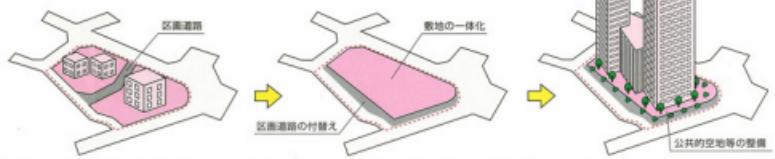
主な税制上の比較 (H14.1 対比)

	土地区画整理事業による場合	土地区画整理事業によらない場合
譲渡課税 (住民税を含む)	譲税の軽減 (代替賃貸取扱の特例) または 5,000万円控除	長期譲渡益(個人) 4,000万円以下 26% 4,000万円超8,000万円以下 32.5% 8,000万円超 39% 長期譲渡益(法人) 37.5%+5% (一般課税)
登録免許税	非課税	所有権移動登記 不動産の価格×100分の50
不動産取得税	非課税	不動産の価格×100分の4

タイプ 1

敷地の整序と区画道路の付替え

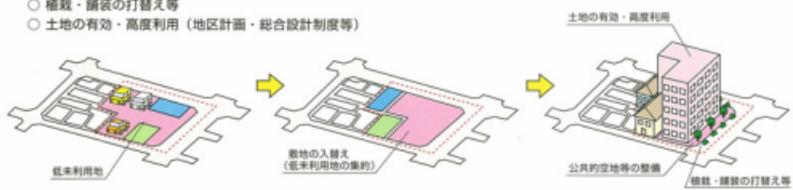
- 区画道路の付替え
- 敷地の一体化
- 土地の有効・高度利用（地区計画・総合設計制度等）



タイプ 2

敷地の集約化と公共的空地等の整備と一体となった植栽・舗装の打替え等

- 敷地の入替え（低末利用地の集約）
- 植栽・舗装の打替え等
- 土地の有効・高度利用（地区計画・総合設計制度等）



タイプ 3

土地活用の意向に応じた敷地の入替えと道路の隅切り

- 土地活用の意向に応じた敷地の入替え（共同化・戸建て）
- 区画道路の隅切り
- 共同化・不燃化の促進と良好な住環境の確保

